

2012年3月15日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 井上 博夫

代表幹事 土橋 実

代表幹事 畠田 健治

代表幹事 児嶋 研二

事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombudsman.jp>

申し入れ書

下記に述べた理由により、安曇野菜園損失補償住民訴訟の元原告らに対する訴訟費用額確定処分申立の取り下げを求めます。

記

- 1 本件住民訴訟は、安曇野市が経営不振の第3セクター（安曇野菜園株式会社）の損失補償を行うことにより、さらなる税金投入と市財政への悪影響、住民負担の増大が危惧されたために提起されたもので、元原告らの私的利益を目的とするものではなく、公益を図る目的でなされたものである。
- 2 今回の訴訟費用額確定処分の申立は、自治体行政のチェックという公益目的のために各種活動に取り組む市民やオンブズマン組織が、その取り組みの一つとして住民監査請求や住民訴訟を提起することに対して、重大な萎縮的效果をもたらすものである。
- 3 本件では、第3セクター安曇野菜園の経営破綻に至る事実と法律的根拠に基づいて訴訟が提起されており、いわゆる濫訴にはあたらない。実際、第2審の東京高等裁判所では、2010（平成22）年8月30日に、住民勝訴の判決がなされた。
- 4 本件のような、控訴審で住民勝訴判決がなされた後、第3セクターが営業権を譲渡することにより損失補償対象の負債を支払ったために損失補償の対象が消滅し、公金支出の蓋然性がなくなったことにより訴訟上の請求が却下されたケースにおいて、敗訴で終わった住民側に対して訴訟費用の支払を強いることは、市民による市政のチェック・是正の活動に対する威嚇となり、ひいては当該自治体の民主主義の発展にとって大きな悪影響を及ぼしかねない。